

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 4 9 8

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>組織でさがす>
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 『続報』『再掲』「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」について
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合の居宅介護支援費の請求について（その2）
- 令和2年2月20号 再掲（一部加筆修正）要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と提出について【別紙1】
- 新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員資格の臨時的な取り扱いについて【別紙2】
- 新しい生活様式における熱中症予防行動について【別紙3】
- 「外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック」等について
- 介護保険最新情報について
- 要介護・要支援認定者状況（令和2年5月末現在）
- 新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった社会福祉施設等に対する融資について【別紙4】
- 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報～第3号～【別紙5】
- 令和2年7月開催 介護予防教室・介護者教室について【別紙6】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

『続報』『再掲』「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」について

このことについて、令和2年6月5日号フレッシュ情報 Vol.497 号及び6月17日発行のフレッシュ情報号外でお知らせしたところですが、サービス利用者等から問い合わせが、引き続き寄せられておりますので、改めてお知らせします。

- 1 サービス利用者のご家族様より、サービス提供事業所から「介護報酬改定のお知らせ」「報酬変更に対する同意を求める文書」が届いたと問い合わせがありました。
本取り扱いは、介護報酬改定ではなく、新型コロナウイルス感染症にかかる報酬上の臨時的な取り扱いとなりますので、利用者に誤解を与えるようなお知らせはしないようにご留意願います。
- 2 本取り扱いにおける利用者からの同意については、令和2年6月15日付け介護保険最新情報 Vol.847 の問3に示されておりますので、ご確認ください。
なお、利用者から同意を得る方法については、『担当ケアマネジャーと連携の上、負担額が増えることを利用者等に説明し、「同意する」「同意しない」の選択肢があることを利用者等が理解し、判断することができるように、十分に説明をする方法』により行っていただきますようお願いいたします。
また、利用者の同意が得られない場合でも、利用者に不利益を生じさせることがないようご留意願います。
- 3 区分支給限度額は、本取り扱いを適用した場合でも変わりません。利用者への説明にあたっては、介護報酬の算定を行う事業所と居宅介護支援事業所とが連携の上、他のサービスの給付状況を確認していただきますようお願いいたします。
- 4 本取り扱いの適用は、6月サービス提供分から適用となりますが、適用の終了日は、現時点で未定となっております。
7月サービス提供分以降に本取り扱いを引き続き適用させる場合は、請求前に利用者に説明していただきますようお願いいたします。

※本取り扱いは、必ずしも適用しなければいけないものではありません。

利用料金の変更されるのが前提のような通知を利用者に送り、同意をしない選択肢を示さずに同意を促すような方法は好ましくありません。

本取り扱いを適用する場合は、上記2の方法により、適切に行っていただきますようお願いいたします。

本取り扱いにより、トラブルが生じないよう細心の注意を払った対応を願います。

また、介護保険最新情報 Vol.847 で続報が出されておりますので、ご確認ください。

問い合わせ先：介護保険課給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

新型コロナウイルス感染症影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった場合の居宅介護支援費の請求について（その2）

このことについて、6月5日号フレッシュ情報でお示ししていますが、居宅介護支援費の請求方法について、お問い合わせがありましたのでお知らせします。

なお、この臨時的な取扱いの請求については、長野市において請求可能と確認された利用者が該当します。長野市へ確認を行っていない対象者がある場合は、請求前にケアプランの提出をお願いいたします。

（国保連合会への請求方法）

- ・ 通常の請求方法と同様です。「給付管理票」を作成する場合は、「給付計画単位数」については、当初ケアプランで予定されていた「計画単位数」で作成してください。
- ・ 計画単位数に実績がなかったことを理由に「0単位」で請求するとエラーになります。（A T T L：給付計画単位数・日数ゼロは誤り）で返戻になります。
- ・ 総合事業のケアマネジメント費は、給付管理票がなくとも請求は可能です。

問い合わせ先：介護保険課 給付担当
TEL：026-224-7871（直通）

令和2年2月20日号 再掲（一部加筆修正）

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と提出について

浸水想定区域内・土砂災害想定区域内の要配慮者利用施設（介護サービスを提供している事業所）の管理者は避難確保計画作成と避難訓練の実施が義務付けられています。

別紙1をご確認の上、作成した避難確保計画書を高齢活躍支援課へご提出をお願いします。

すでにご提出いただいている場合であっても、国・県の最大規模浸水想定区域図が公表されたことに伴い、新たに該当する地域、浸水深が変更された地域がございます。この場合、計画の作成または変更が必要ですので、改めて避難確保計画書の提出が必要となります。

加筆修正

今一度、別紙1にご案内の長野市ホームページから「要配慮者利用施設一覧」をご確認いただき、想定区域に該当し計画が未作成・未提出の場合はご対応をお願いします。また、一覧の作成日以降に、新設や移転した事業所については反映されておりませんので、現在の所在地が想定区域に該当するものかご確認ください（ご不明な場合はお問い合わせください）。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094（直通）

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員資格の臨時的な取扱いについて

標記の件について、長野県健康福祉部介護支援課から通知がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、介護支援専門員法定研修を延期したことにより、資格更新前に有効期限の満了を迎えてしまう介護支援専門員について、長野県が認める期間内は介護支援専門員の資格を喪失しないこととなりました。

詳しい内容につきましては別紙2をご確認ください。

また、取扱いに関するQ&Aが下記に掲載されていますので、併せてご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/keamanega.html>

問い合わせ先：長野県健康福祉部介護支援課

TEL：026-235-7121（直通）

新しい生活様式における熱中症予防行動について

環境省・厚生労働省から「新しい生活様式」における熱中症予防行動が示されましたのでお知らせいたします。

各事業所におかれましては、別紙3のリーフレットをご活用いただき、熱中症予防の参考として下さい。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）

「外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック」等について

標記について、厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課 福祉人材確保対策室から情報提供がありましたのでご活用ください。

① 「外国人介護職員の受入れと活躍支援に関するガイドブック」について

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2020/04/koukai_200424_8.pdf

② 「外国人介護職員の日本語学習支援に必要な知識・技術を習得するための研修ガイドライン」について

<http://www.jaccw.or.jp/pdf/home/foreign/guideline.pdf>

③ 「外国人技能実習制度における「技能実習指導員」指導ガイドライン（介護職種）」について

<http://www.espa.or.jp/internship/guideline/>

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当

TEL：026-224-5094（直通）



介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 vol. 842】

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
(第12報)

【介護保険最新情報 Vol. 843】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、
設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布等について(通
知)

【介護保険最新情報 vol. 844】

特別低額給付金事業における高齢者への配慮に関する協力依頼について

【介護保険最新情報 vol. 845】

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)

【介護保険最新情報 vol. 846】

「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」の一部改正について

【介護保険最新情報 vol. 847】

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて
(第13報)

【介護保険最新情報 vol. 848】

訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について

【介護保険最新情報 vol. 849】

平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(令和元年度調査)の結果について
(最終版・情報提供)

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認もお願いいたします。

【要介護・要支援認定者状況】

(令和2年5月末日現在 地区別認定者数：21,009人)

地区名	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1地区	63	51	119	50	42	49	32	406
第2地区	121	108	210	101	70	118	75	803
第3地区	78	95	149	86	66	69	51	594

第4地区	23	27	48	27	27	26	20	198
第5地区	32	40	75	32	15	28	17	239
芹田地区	131	162	288	128	98	129	84	1,020
古牧地区	145	145	294	142	140	129	68	1,063
三輪地区	185	178	292	133	117	124	81	1,110
吉田地区	150	124	246	104	90	92	57	863
古里地区	95	78	137	90	67	91	47	605
柳原地区	58	43	86	39	34	31	19	310
浅川地区	71	59	110	54	34	50	36	414
大豆島地区	50	65	138	57	63	70	54	497
朝陽地区	88	83	186	104	80	107	62	710
若槻地区	182	169	276	163	126	173	108	1,197
長沼地区	27	16	42	19	30	25	16	175
安茂里地区	204	170	314	150	128	122	76	1,164
小田切地区	11	16	24	16	12	15	7	101
芋井地区	32	13	48	23	16	24	15	171
篠ノ井地区	383	328	511	270	227	348	203	2,270
松代地区	205	185	289	145	123	209	107	1,263
若穂地区	110	102	158	85	60	102	49	666
川中島地区	221	183	313	167	126	170	106	1,286
更北地区	293	192	374	194	149	215	131	1,548
七二会地区	41	18	33	18	27	33	19	189
信更地区	38	30	37	31	22	29	15	202
豊野地区	87	56	151	83	73	82	46	578
戸隠地区	35	12	87	35	37	51	34	291
鬼無里地区	15	15	42	21	21	22	19	155
大岡地区	37	10	33	13	10	7	5	115
信州新町地区	106	32	95	41	57	55	34	420
中条地区	46	28	61	28	23	24	9	219
市外	15	9	28	19	24	40	32	167
合計 (現存者)	3,378	2,842	5,294	2,668	2,234	2,859	1,734	21,009



ながのご縁を
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要な情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電話：026-224-7871（直通） / FAX：026-224-8694

Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp